

令和7年度 第1回 福井・坂井地域医療構想調整会議
福井分科会

令和7年8月7日（木）19時～

資料3

地域で不足する医療機能に関する 届出状況等について （外来医療計画関連）

地域で不足する医療機能に関する要請（外来医療計画関連）

要請内容

- ・外来医師多数区域である福井・坂井医療圏の新規開業希望者（診療所の移転や開設者変更の場合の開設許可申請や届出を行う者を含む。）に対し、不足する医療機能を担うよう要請
- ・要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由等について協議の場で確認を行い、その結果を県のホームページなどで公表

（坂井地域は人口あたりの診療所医師数、病院・診療所数が県内で最も少ないため、新規開業者に合意までは求めない。）

【不足する医療機能】① 訪問診療、往診

- ② 休日当番医（休日、夜間に輪番による在宅当番医や休日・夜間急患センターに参加している医師または医療機関）
- ③ 休日における外来診療（休日とは、日曜および国民の祝日に関する法律により規定している休日）

要請手順

- ① 外来医師多数区域に所在する保健所は、新規開業希望者が診療所開設に関する事前相談に来所する機会や開設の届出様式を入手する機会に、当該区域での開業に当たって地域で不足する医療機能を担うよう要請
- ② 新規開業者は、届出様式の「地域で不足する医療機能のうち提供する医療機能等の欄」に提供する機能等を記入し、所管する保健所に提出
- ③ 新規開業者の要請に対する合意状況については、「外来医療に関する協議の場」（地域医療構想調整会議）で確認し、合意しない場合は、協議の場において当該新規開業者との間で協議

(参考) 診療所開設届書 様式の抜粋

地域で不足する医療機能に関する届出状況等（外来医療計画関連）①

- 前回会議において、**ふくい内視鏡・胃腸クリニック**について、消化器内視鏡を主とする診療所であり、不足する医療機能を担うことが難しいため、再度要請の対象外としてはどうかと諮ったところ、**内科を標榜しているため、福井市休日急患センターへの出務をお願いしてはどうかと御意見**をいただいた。
- 御意見を踏まえ、再度確認をしたところ、**すでに福井市休日急患センターへ出務している**ことが判明
- また、**令和7年4月より休日外来を開始**しているため、当該クリニックは地域で不足する医療機能を提供しており、**届出内容を訂正し、再度要請はしないこと**としたい。

届出内容（当初）

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	提供しない
ふくい内視鏡・胃腸クリニック	R6.5.27	開業	宝永	内視鏡科、消化器内科、内科				○



届出内容（訂正）

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	提供しない
ふくい内視鏡・胃腸クリニック	R6.5.27	開業	宝永	内視鏡科、消化器内科、内科		○	○	

地域で不足する医療機能に関する届出状況等（外来医療計画関連）②

福井地域における医科診療所の開設状況（令和6年11月～令和7年5月）

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	提供しない
嶋田医院	11/1	開設者変更	永平寺町	内科、糖尿病内科、老年内科	○			
ヒロセクリニック	1/1	開設者変更	大手	精神科、心療内科				○
湘南美容クリニック福井院	1/14	開業	中央	美容外科、美容皮膚科				○
けやき在宅クリニック	2/3	開業	照手	内科	○			
はやせ脳神経頭痛クリニック	4/1	開業	花堂東	脳神経外科、脳神経内科、内科		○ (R8以降)		
ひなた女性クリニック	4/1	開業	東森田	婦人科、内科、皮膚科	○			
舟橋内科クリニック	4/1	個人 → 法人	舟橋	内科、消化器内科、内分泌内科、小児科	○			
さいとう耳鼻咽喉科クリニック	5/1	個人 → 法人	大宮	耳鼻いんこう科				○

不足する医療機能を提供しない医療機関とその理由

診療所の名称	不足する医療機能を提供しない理由	提供しない理由の妥当性（案）
ヒロセクリニック	精神科治療を中心とするクリニック。 クリニックの性格上、不足する医療機能について担うことができる項目がない。	開設者変更に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。
湘南美容クリニック福井院	自由診療であり、美容医療のクリニック。 クリニックの性格上、不足する医療機能について担うことができる項目がない。	保健医療機関ではないことから、再要請の対象外としてはどうか。
さいとう耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻いんこう治療を中心とするクリニック。 クリニックの性格上、不足する医療機能について担うことができる項目がない。	医療法人の設立に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。

- 外来医療計画においては、要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由などについて協議の場で確認することとしている。
- 不足する医療機能を提供しない理由については、その妥当性を確認する必要があるため、**上記の（案）が適切かどうかご意見を伺いたい。**